よくあるご質問 Q & A Q 生産緑地地区の指定を受けずに、特定生産緑地の指定を受けることは出来ますか。

## A できません。

特定生産緑地制度は、農地として30年管理した「生産緑地地区」について、税制優遇措置や買取り申し出が可能となる時期を10年ずつ延長する制度です。

- Q 指定から30年を経過した場合、生産緑 地地区は解除されますか。
- A 生産緑地地区は自動的には解除になりません。
  - 30年を経過して、買取り申し出をした 結果、行為制限が解除になった場合、生 産緑地地区の指定を解除することとなり ます。

Q 特定生産緑地の効力発生はいつからですか。(10年の起算日はいつですか。)

A 2022年(令和4年) 12月3日(3 0年を経過した日) からです。

この日からではありません。

- ★ 申請書類を提出した日
- ★ 同意書を取得した日

- Q 特定生産緑地の指定申請をしても指定されない場合もありますか。
- A 例えば、農地として管理がされていない 生産緑地については、指定できない可能 性があります。

Q 生産緑地地区の指定から30年を経過した後に、やはり特定生産緑地の指定を受けたいと思い直した場合、指定してくれますか。

A 指定することは出来ません。 生産緑地法に定められている通り、生産 緑地地区の指定から30年を経過した後 は、特定生産緑地の指定を行うことは出 来ません。 Q 生産緑地地区として指定された土地(筆) の一部で特定生産緑地の指定を受けたい 場合、分筆は必要ですか。

A 税制上の取り扱いが異なる場合があるため、原則として分筆を行うことが必要です。

Q 相続税の納税猶予を適用している生産緑地地区は、特定生産緑地の指定を受けたほうが良いですか。

A 次の世代の方も納税猶予を受けるために は、特定生産緑地の指定を受ける必要が あります。 Q 特定生産緑地の指定を受けた場合、10年を経過する前に、生産緑地の指定を解除する条件は何ですか。

A 農業に従事する方が、死亡または病気・ ケガにより農業に従事することが不可能 になった場合、買取り申し出が出来ます。

- Q 特定生産緑地を選択した場合で、10年 経過後、特定生産緑地を継続したくない 場合の手続きは。
- A 今回と同じように、10年を経過する前に、書面で所有者様の意向を伺い、延長を希望する方の分のみ、特定生産緑地の指定を行います。